

令和7年8月

## 事業主のみなさまへ ～最低賃金改定に伴う求人の取扱いについて～

例年10月に最低賃金（時間額）が改定されております。  
これに伴い、8月以降の求人申込については、以下の取扱いとさせていただきますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 8・9月の求人申込時点で 現行の最低賃金付近の求人について

8月に受理する求人の公開期限は基本的に10月末日（9月受理分は11月末日）となりますが、10月からの求人公開では、改定後の最低賃金が適用となります。

このため、最低賃金改定日以降、改定後の最低賃金を下回る求人については、求人の公開ができなくなります。

改定日以降も求人公開を希望される場合は、9月末までに改定後の最低賃金額以上での変更のお申し込みをお願いいたします。

なお、9月末は同様のお申し込みが集中することが予想されるため、お早めのお申し込みにご協力願います。

ご不明な点などがございましたら、窓口にてご確認ください。

ハローワーク新宿 事業所第一部門

TEL. 03-3200-8609 (31#)

FAX. 03-3200-8109

以下は公表された令和7年度地域別最低賃金の目安です。**(東京都は1,226円)**  
今後、地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定致します。  
(参考: 令和6年度の東京都の場合) 令和6年8月30日に最低賃金が決定し、  
10月1日に発効(適用)となりました。



## Press Release

令和7年8月4日(月)

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 篠崎 拓也

課長補佐 安藤 弘貴

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5596)

(直通電話) 03(3502)6757

報道関係者 各位

### 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について

～ 目安はAランク 63円、Bランク 63円、Cランク 64円 ～

本日開催された第71回中央最低賃金審議会(会長: 藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長)で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

【答申のポイント】

(ランクごとの目安)

各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク 63円、Bランク 63円、Cランク 64円

注. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっている。

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%